

感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について (令和3年2月19日初等中等教育局長通知)

感染症・災害等の非常時に、臨時休業・出席停止等※によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒

対象

感染症：学校保健安全法第19条による出席停止、第20条による臨時休業の対象となる感染症の予防

災害等：学校教育法施行規則第63条に規定する非常変災その他急迫の事情

※非常変災等児童生徒・保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた場合を含む

平常時

・学校教育は教師と児童生徒との関わり合いや児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであることを踏まえ、平常時から非常時を想定した備えしておく

・非常時にも学習を継続できるよう ICT環境を整備

- ・まずは可能な限り感染リスク低減・安全確保をした上で、児童生徒が登校して学習できるようにすることが重要
- ・感染症・災害等の状況に応じて、地域・学校・児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じる
- ・特に一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、指導計画等を踏まえた教師による 学習指導と学習状況の把握を行う

<自宅等における学習の取扱い>

非常時

- ・教師が日々状況を把握し、児童生徒の学習改善や教師の指導改善に生かすことが重要
- ・自宅等における学習状況・成果を 学習評価に反映可能
- ・教師による学習指導が一定の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能
 - * 一部の児童生徒への学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施

<指導要録上の取扱い>

- ・「欠席日数」としては記録しない
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）
 - * 非常時のやむを得ない場合の対応であり、登校再開後の学習への円滑な接続に資するよう行われることが重要
 - * 令和3年4月1日から実施（特段の事情がある場合はこの限りでない）

登校再開後

- ・対面により学習状況を把握し、必要に応じて、補充授業や補習等を実施
- ・非常時に臨時休業を行い、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって法令違反とはならない
- ・各学年の課程の修了・卒業の認定は弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮

(参考) 中央教育審議会答申「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(令和3年1月26日) (抄)

「感染症や自然災害等により、臨時休業等が行われるなど、児童生徒等がやむを得ず登校できない場合においても、……児童生徒等の学びの保障を着実に実施するために、制度的な措置等について検討・整理することが必要である。」

(参考) 規制改革推進会議「当面の規制改革の実施事項」(令和2年12月22日) (抄)

「災害を含めた非常時に、……対面授業に相当する効果が得られるとされる状況であれば、オンラインを活用した教育を実施した場合に、特例の授業として認める。」